



○長野県告示第111号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成15年3月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 起業者の名称

北御牧村

2 事業の種類

北御牧村役場駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

北佐久郡北御牧村大字大日向字下前田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

本件事業は、法第3条第31号に規定する「地方公共団体が設置する庁舎」と一体となって機能を発揮する駐車場の整備を行うものであり、同号に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である北御牧村は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

北御牧村は、その中心部を流れる一級河川鹿曲川に沿った低地部とこれを挟む東西二つの台地から成り、全体的に起伏の多い地形であるため、村民の多くは、所用や通勤のための交通手段として主に自家用車を使用している。また、唯一の公共交通機関である村営バスは、運行する路線及び時間が限られているため、村民にとって自動車が欠かせないものとなっている。

このため、北御牧村役場としては、来庁者及び職員の便宜を考慮して、これま

で駐車場を役場敷地内に確保してきたところである。

村では、現在、健康づくりや子育ての支援を充実させるため、役場敷地内に保健センターと児童館の複合施設を建設しており、このため44台分の駐車区画が使用できなくなっている。また、同複合施設の完成後にはその利用者等の分として新たに38台の駐車区画が必要となる見込みである。このため、役場敷地内の駐車区画の見直しなどにより対応を図ったものの、なお駐車区画が不足することから、このままでは来庁者、施設利用者及び職員に不便を強いることになり、役場の業務や保健センター等の各種事業への影響が心配されているところである。

本件事業により26台分の駐車場が整備されれば、来庁者等が駐車場所の確保に余分な時間を費やさずに済み、諸手続、相談及び打合せを始め保健福祉サービスや子育て支援などの行政サービスを円滑に受けることができるものと考えられる。

さらに、来庁者等が自動車を区画以外の場所に駐車した場合、歩行者やほかの自動車の通行を妨げるだけでなく接触事故が発生する危険性も高くなるため、必要な駐車区画数を確保することは安全性の向上にもつながるものである。

イ 本件事業の施行による影響

起業地は、起業者において候補地を2か所選定し、その比較検討をした結果、経済性において優れていることが認められるほか、近くには民家がなく自動車の騒音や排気による問題は生じないと認められること、周りを役場敷地、河川敷地及び山林で囲まれていることなどから、付近住民の生活環境への影響や周辺の土地利用への影響は極めて少ないと考えられる。

ウ 起業地の範囲

整備する駐車場は、保健センターと児童館の複合施設完成後に必要な来庁者等の駐車場を確保するのに適正な規模であると認められる。また、駐車区画の配置も適正であると認められ、起業地は本件事業施行のために必要な土地に限定されている。

エ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められ、さらに、ウで述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用することの必要性)

北御牧村では、役場敷地内への保健センターと児童館の複合施設の建設に伴い駐車区画数が減少したため、現在、同敷地内に駐車区画を増設したり、近くの農地を仮設駐車場として期限付きで借り受けて対応しているが、同複合施設の利用者を含めた来庁者等のための駐車場の増設が急務となっている。以上から、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認め

られるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

- 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
北御牧村役場

企 画 課

○長野県告示第112号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成15年3月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 起業者の名称

中 野 市

2 事業の種類

農業集落排水事業倭地区処理施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

中野市大字岩井字西川原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

本件事業は、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置するその他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である中野市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

本件事業の起業地の所在する中野市倭地区のほとんどの家庭では、生活雑排水を、直接又は簡易な沈殿ますを通すのみで農業用排水路等へ放流している状態

であり、水質汚濁の原因となっている。同地区は農業が盛んな地域であるが、生活雑排水によって水質が汚濁し、栄養過多となった農業用水の水田への流入が土壌の悪化並びに稲の青立ち及び倒伏につながっており、収量に影響が生じている。また、同地区のほとんどの家庭では、し尿の処理をくみ取式によっており、不快感等がもたれている。

本事業を施行することにより、生活雑排水が農業用排水路等へ直接流入することがなくなるため農業用水の水質が改善され、安定した農業生産が行えることとなる。また、トイレの水洗化によって地区住民は衛生的で快適な生活をおくることができる。

さらに、発生汚泥を堆肥化し農業用に再利用することで、資源として有効利用を図ることができる。

イ 本事業の施行による影響

起業地を含む一帯の土地は農地として利用されているが、施設が小規模であるため日照問題等による他の農地への影響は生じないものと認められる。また、最寄りの人家から相当程度離れていることから、地区住民の生活環境への影響は少ないと考えられる。

ウ 起業地の範囲

本事業により建設する施設は、倭地区内の生活雑排水及びし尿を処理するのに適正な規模であり、緑地帯、除雪帯等の部分についても、施設の機能維持や景観保持のために適正な規模であると認められ、起業地は、本事業施行のために必要な土地に限定されている。

エ 比較衡量

アで述べた本事業の施行により得られる利益とイで述べた本事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められ、さらに、ウで述べたように、起業地の範囲も本事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、本事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用することの必要性)

現在、倭地区においては、生活雑排水の流入による農業用排水路等の水質汚濁が問題となっており、また、し尿処理がくみ取式で不快な環境にあることから、地区住民の間に水質の改善及びトイレの水洗化を求める声が強くなっている。このため、同地区の下水道の整備が急務であり、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

中野市役所

○長野県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月18日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 142号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡和田村字落合230番の1地先から 小県郡和田村字滝ノ下1423番の2地先まで	旧	7.6~32.0 ^m	4.2647 ^{km}
		9.0~74.0	4.2610
同 上	新	9.0~74.0	4.2610

道路維持課

○長野県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月18日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月3日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 梓橋田沢停車場線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
南安曇郡豊科町大字高家95番の3地先から 南安曇郡豊科町大字高家3142番の3地先まで		旧	10.0~13.0	0.4741
同	上	新	15.0~16.4	0.4741

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 豊科大天井岳線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
南安曇郡豊科町大字田沢6703番の1地先から 南安曇郡豊科町大字南穂高1365番の1地先まで		旧	10.0~15.0	0.1309
同	上	新	10.0~15.0	0.1309

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 豊科大天井岳線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
南安曇郡堀金村大字烏川14番地先から 南安曇郡堀金村大字烏川13番の2地先まで		旧	3.0~4.0	0.2140
同	上	新	3.0~4.0	0.2140
			3.0~39.0	0.3353

道路維持課

○長野県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月18日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野上田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市篠ノ井塩崎字内河原7969番の2地先から 長野市篠ノ井塩崎字桜畑2502番地先まで	旧	m 11.0~35.0	km 0.2184
長野市篠ノ井塩崎字内河原7969番の2地先から 長野市篠ノ井塩崎字宮河原8072番の1地先まで	新	11.0~35.0	0.2596

道路維持課

○長野県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月18日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 路線名 梓橋田沢停車場線
- (2) 供用を開始する区間
南安曇郡豊科町大字高家95番の3地先から
南安曇郡豊科町大字高家3142番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月3日
- 2 (1) 路線名 豊科大天井岳線
- (2) 供用を開始する区間
南安曇郡豊科町大字田沢6703番の1地先から
南安曇郡豊科町大字南穂高1365番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月3日

道路維持課

○長野県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月18日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 長野上田線
- 2 供用を開始する区間
長野市篠ノ井塩崎字内河原7969番の2地先から
長野市篠ノ井塩崎字宮河原8072番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成15年3月6日

道路維持課

○長野県告示第118号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定します。

平成15年3月3日

長野県知事 田中康夫

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道142号	佐久市大字跡部字下河原525番の74地先から 諏訪郡下諏訪町字中町5520番の口地先まで
一般国道143号	松本市大字岡田伊深字ヤハギ648番2地先から 南安曇郡豊科町大字田沢8024番2地先まで
一般国道147号	大町市大字大町2886番の1地先から 南安曇郡穂高町大字有明2949番の14地先まで
一般国道147号	南安曇郡穂高町大字穂高804番の13地先から 南安曇郡豊科町大字高家5243番の17地先まで
一般国道147号	南安曇郡豊科町大字豊科2661番の1地先から 南安曇郡豊科町大字豊科1435番の1地先まで
一般国道151号	飯田市鼎東鼎116番の3地先から 飯田市上川路946番の1地先まで
一般国道152号	茅野市大字宮川字中道通4013番の2地先から 上伊那郡高遠町大字西高遠1647番地先まで
一般国道254号	佐久市大字内山字神房95番地先から 佐久市中込二丁目1番の1地先まで
一般国道256号	木曾郡南木曾町大字吾妻218番の166地先から 下伊那郡阿智村智里495番の1地先まで
一般国道299号	茅野市大字北山字一ツ藪8060番の3地先から 南佐久郡八千穂村大字畑字池田1番の1地先まで
一般国道361号	伊那市大字伊那3308番地先から 上伊那郡高遠町大字西高遠1647番地先まで

一般国道403号	須坂市大字小河原字松川4103番地の3地先から 須坂市大字井上字松宮738番地先まで
県道佐久軽井沢線	佐久市大字岩村田字上久保田向205番の1地先から 北佐久郡御代田町大字馬瀬口字向原283番の7地先まで
県道下諏訪辰野線	岡谷市長地柴宮三丁目2988番の1地先から 上伊那郡辰野町大字平出1287番の6地先まで
県道伊那辰野線	伊那市大字伊那部4770番の2地先から 上伊那郡辰野町大字平出1287番の6地先まで
県道伊那生田飯田線	下伊那郡松川町元大島2715番の2地先から 飯田市松尾2982番の13地先まで
県道諏訪白樺湖小諸線	諏訪市元町4263番の1地先から 北佐久郡立科町大字芦田字股旅676番の2地先まで
県道扇沢大町線	大町市大字平籠川谷国有林24林班い地先から 大町市大字大町1865番の3地先まで
県道松本環状高家線	松本市大字新村字巾下466番2地先から 南安曇郡豊科町大字高家5243番の17地先まで
県道豊科インター堀金線	南安曇郡豊科町大字田沢7498番の1地先から 南安曇郡豊科町大字田沢4795番の1地先まで
県道豊科インター堀金線	南安曇郡豊科町大字南穂高147番の2地先から 南安曇郡豊科町大字豊科4468番地先まで
県道長野須坂インター線	須坂市大字井上字松宮738番地先から 須坂市大字八町字花田1761番地の1地先まで
県道松川インター大鹿線	下伊那郡松川町元大島1547番の3地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4267番の1地先まで
県道上田丸子線	上田市大字福田字三丁目50番の18地先から 小県郡丸子町大字東内字平井寺坂2979番の1地先まで
県道豊野南志賀公園線	須坂市大字小河原字松川4103番地の3地先から 須坂市大字日滝字日明塚5057番地の1地先まで
県道小諸上田線	小諸市大字諸字社宮司111番の5地先から 小諸市大字西原字若宮77番の4地先まで
県道小諸軽井沢線	北佐久郡御代田町大字塩野字東宮原435番の1地先から 北佐久郡軽井沢町大字追分字上ノ原119番の11地先まで

県道穂高明科線	南安曇郡穂高町大字北穂高1033番の1地先から 東筑摩郡明科町大字七記4677番16地先まで
県道上越飯山線	飯山市大字照里字北1176番の1地先から 飯山市大字飯山字下河原4859番の1地先まで
県道杉野沢黒姫停車場線	上水内郡信濃町大字柏原2337番の3地先から 上水内郡信濃町大字柏原1248番の1地先まで
県道時又中村線	飯田市上川路936番の1地先から 飯田市中村32番の2地先まで
県道有明大町線	南安曇郡穂高町大字北穂高1033番の1地先から 大町市大字常盤5868番の2地先まで
県道柏矢町田沢停車場線	南安曇郡穂高町大字穂高804番の13地先から 南安曇郡豊科町大字南穂高147番の2地先まで
県道梓橋田沢停車場線	南安曇郡豊科町大字高家5126番の2地先から 南安曇郡豊科町大字南穂高111番の24地先まで
県道倭北松本停車場線	南安曇郡梓川村大字倭2656番の1地先から 松本市白板二丁目308番の5地先まで
県道原木戸安曇追分停車場線	北安曇郡池田町大字会染9011番の1地先から 南安曇郡穂高町大字有明2949番14地先まで
県道柏尾戸狩停車場線	飯山市大字瑞穂字岡ノ田1263番の2地先から 飯山市大字常郷字前沖1番の5地先まで
県道箕作飯山線	飯山市大字常郷字照岡693番地地先から 飯山市大字照里字北1176番の1地先まで
県道豊科大天井岳線	南安曇郡豊科町大字光1295番の1地先から 南安曇郡豊科町大字豊科5469番の1地先まで

2 指定する期日 平成15年4月1日

道路維持課

○長野県告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成15年3月3日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

上田都市計画道路 3・5・3号上堀大屋線

2 都市計画を定める土地の区域

平成12年長野県告示第101号の土地の区域のうち、上田市大字大屋字久保田、字古屋敷、字南遠河原、字中村及び字堂ノ上の各一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び上田市役所

都市計画課

○長野県告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成15年3月3日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画墓園 1号中山墓園

2 都市計画を定める土地の区域

昭和63年長野県告示第708号の土地の区域のうち、松本市大字中山字中山、字蟹堀及び字鋤形原道下の各一部を変更し、大字中山字南中山及び字中山南平の一部を加える。

3 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び松本市役所

都市計画課